

3. 協働のしくみづくり

3-1. 保健福祉相談体制の整備

【現状と課題】

地域には、子どもや高齢者等の虐待問題、障害者の自立支援、生活する上で困りごとなど、さまざまな課題が存在します。何か困ったことが起きたときに、身近な場所で何でも気軽に相談できる窓口があることは、安心して暮らすためには大変重要です。市民にとっては、どこに相談したらよいかわからないという状況も多く見受けられ、また、1つの部門だけでは、解決できない課題も多くあります。そのため、総合的な相談窓口の設置や、支援を必要としている人と福祉活動をしている人との調整役となる人材を地域に配置することが求められています。

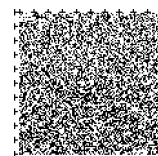
また、高齢者や、身体・知的・精神障害者等を支える家族には心身両面に大きな負担がともなうため、相談機能を充実し、心理的な負担の軽減を図ることが必要です。

【市民の声】

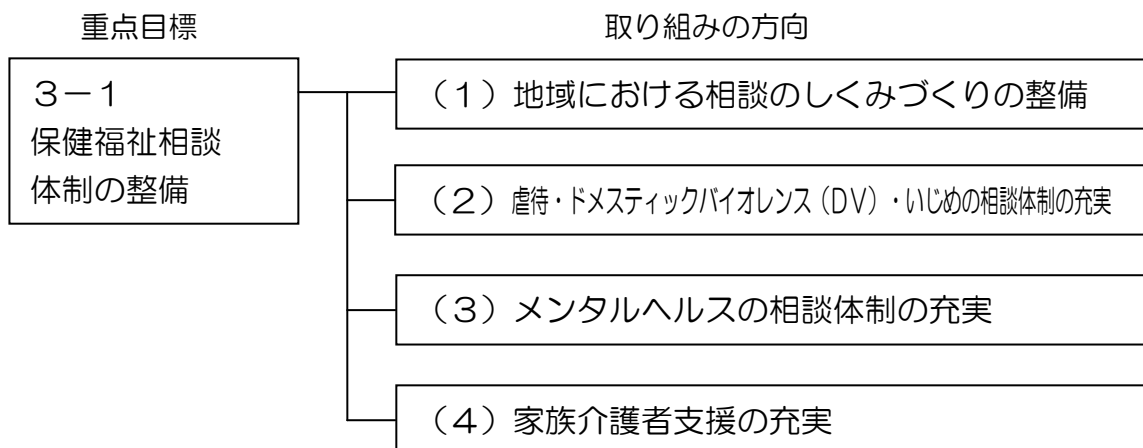
- ・ 子どもや高齢者への虐待があったとき、どこに相談に行けばよいかわからない。
- ・ 相談に来た時のたらい回しを防ぐため、ワンストップサービスとしての総合相談窓口の設置を希望する。
- ・ 地域福祉コーディネーターの設置検討。

【施策の方向】

多様な福祉ニーズや、福祉サービスに関する相談窓口の一元化に努めるとともに、家族介護者の支援を推進します。

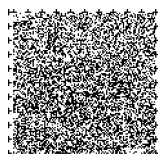


【施策の体系】



【主な実施方策】

3-1-(1) 地域における相談のしくみづくりの整備	
(仮称) 地域福祉コーディネーターを配置した、総合相談窓口の設置を検討します。	
内 容	主体となる機関等
<p>① (仮称) 地域福祉コーディネーターを配置した相談窓口の設置を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉ニーズを把握し、制度やサービス情報などを包括的に提供し、地域の社会資源や専門機関などにつなぐ調整をする総合相談窓口を日常生活圏域に設置することを検討します。 ・ 何らかの支えを必要とする方に、自治会・町内会等、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO、地区社会福祉協議会及び社会福祉法人等の福祉活動を調整することにより生活支援を行い、問題解決に努め、それで解決できない場合は専門機関を紹介する(仮称) 地域福祉コーディネーターを総合相談窓口配置することを検討します。 	市(福祉部)

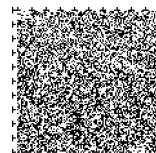


<p>② なんでも相談窓口の開設を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民が身近で気軽に相談できる相談窓口を各地区社会福祉協議会に設置することを検討します。 ・ なんでも相談窓口で相談機能を担う（仮称）地域福祉サポーター⁶⁷を配置することを検討します。 	<p>市社協 地区社協</p>
<p>③（仮称）健康福祉なんでも辞典の整備を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康福祉における相談窓口や各種サービスについてまとめた（仮称）健康福祉なんでも辞典の整備を検討します。 	<p>市（福祉部）</p>

<p>3-1-(2) 虐待・ドメスティックバイオレンス（DV）⁶⁸・いじめの相談体制の充実</p>	
<p>児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待、ドメスティックバイオレンス（DV）、いじめ等の問題を児童、高齢者等に区別することなく横断的支援を進めます。</p>	
<p>内 容</p>	<p>主体となる機関等</p>
<p>① 家族が抱える生活問題を総合的に支援するため、各関係機関の横断的対応を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 課題を介護家族や経済面も含め総合的にとらえ、関係機関が横断的に連携を図ります。 	<p>市（福祉部、健康こども部） 教育委員会 市社協 地域包括支援センター 医療機関等</p>
<p>② 「虐待・DV・いじめ」専用電話の設置を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）「虐待・DV・いじめ 110 番」のような専用電話の設置について検討します。 	<p>市（福祉部、健康こども部） 教育委員会 市社協 地域包括支援センター 医療機関等</p>

⁶⁷ 地域の中での困り事や生活上の悩みごとの相談を受け、地域の社会資源を紹介したり、（仮称）地域福祉コーディネーターと連携をとり専門機関を紹介するなど、解決あるいは解決の手がかりをつかむための身近な相談役。

⁶⁸ 英語の「domestic violence（家庭内暴力）」をカタカナで表記したもの。略して「DV」と呼ばれることもある。日本では、一般的に「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。

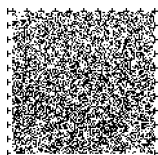


3-1-(3) メンタルヘルス ⁶⁹ の相談体制の充実	
精神障害者に対する相談体制及びうつ病 ⁷⁰ や引きこもりの方に対する相談体制の充実を図るとともに、自殺対策への検討を進めます。	
内 容	主体となる機関等
① 心の健康相談体制の充実を図ります。 ・ うつ病や引きこもりの方への訪問も含む相談体制をつくっていきます。 ・ 精神に障害のある方に相談会や訪問相談を実施します。	市（福祉部） 市社協 相談支援事業所
② 自殺防止対策を検討します。 ・ 自殺防止対策については、庁内の関係所属による連絡会議を実施する中で検討します。	市（福祉部、健康こども部） 市社協

3-1-(4) 家族介護者支援の充実	
地域包括支援センターや各相談・支援専門機関との連携により、家族介護者への支援体制の充実を図ります。	
内 容	主体となる機関等
① 高齢者や身体・知的・精神障害者等の家族介護者を支援するために、地域包括支援センターと各相談支援事業所との連携を図ります。	市（福祉部） 地域包括支援センター 相談支援事業所

⁶⁹ メンタルヘルスとは、健康のなかで精神にかかわる健康を保つことである。現代の生活では、労働などが複雑になったことによりストレス等の要因で精神が疲労し精神疾患等も増えている。

⁷⁰ 気分障害の一種であり、抑うつ気分や不安、焦燥、精神活動の低下、食欲低下、不眠症などを特徴とする精神疾患。



(仮称) 地域福祉コーディネーター

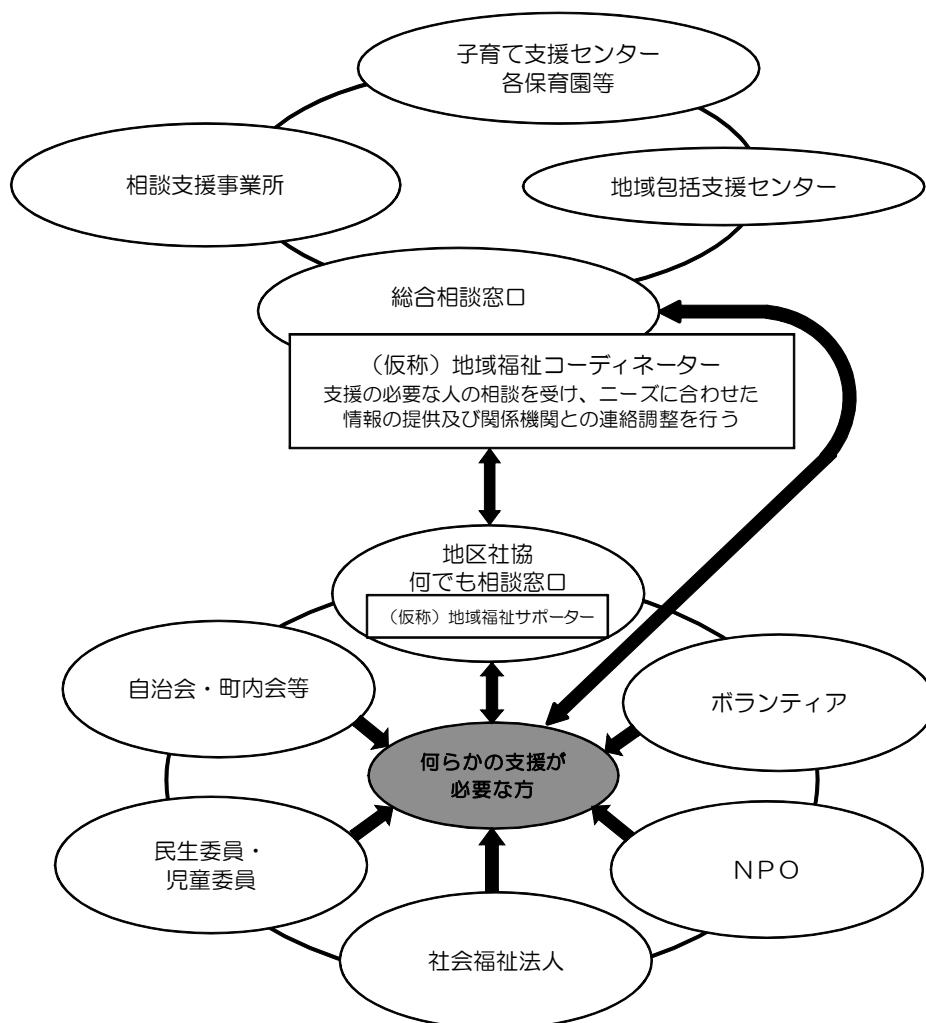
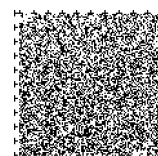


図 4-1 (仮称) 地域福祉コーディネーター概念図



3. 協働のしくみづくり

3-2. 地域福祉推進活動の担い手の育成

【現状と課題】

地域社会のつながりや助け合い意識の希薄化によって、地域における市民活動やボランティア活動を支える担い手の確保が難しくなっています。自治会・町内会等や、地区社会福祉協議会などは、行事やイベントなどを通じて、地域活動やボランティア活動について周知する機会を増すなど、担い手の育成に努めることが望まれます。

担い手として、いわゆる**団塊の世代**⁷¹の人々のように、地域で暮らす元気な高齢者や豊富な知識・経験・能力を持った方々に、その技術や知識を活かして、活躍してもらうためのきっかけづくりなど、地域での社会活動への参加を促していく必要があります。

民生委員・児童委員は要支援者に生活相談や、助言を行うなど、福祉の制度やサービスの情報提供を行い、住民が自立した生活ができるよう支援活動していますが、民生委員・児童委員の担い手が不足していることから、活動しやすい環境を整えることが必要です。

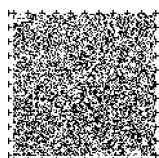
【市民の声】

- ・ 現状より若い世代の住民が民生委員・児童委員等選ばれて、活動できる雰囲気醸成が課題。
- ・ 民生委員と地域(福祉関連、住民)等との連携、見守りの体制が確立していない。
- ・ 団塊世代が地域福祉活動へ参加していくためのリーダー(シップ)が不足している。

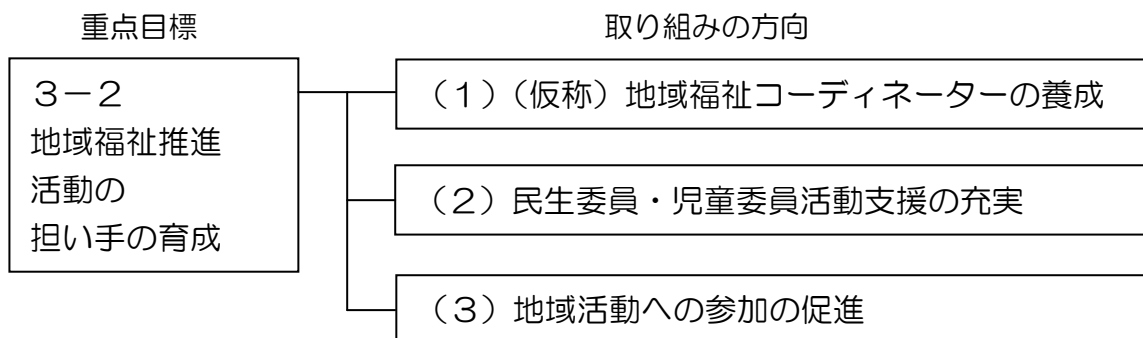
【施策の方向】

(仮称)地域福祉コーディネーターの養成や、民生委員・児童委員の活動支援及び団塊の世代の育成を支援し、担い手の確保を促進します。

⁷¹ 昭和22年から昭和24年頃(1947年から1949年頃)までに生まれた世代。



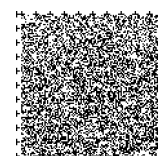
【施策の体系】



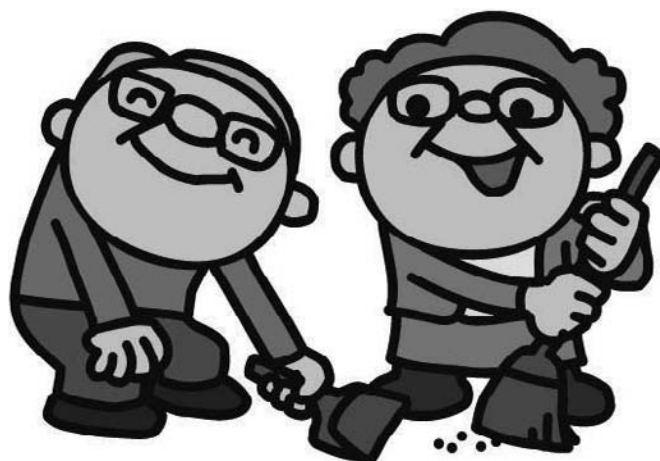
【主な実施方策】

3-2-1 (仮称) 地域福祉コーディネーターの養成	
日常生活圏域に設置を検討している総合相談窓口配置する(仮称)地域福祉コーディネーターの養成を図ります。	
内 容	主体となる機関等
① 市と社会福祉協議会は連携して地域福祉の担い手を育成していきます。 ・ 総合相談窓口としての(仮称)地域福祉コーディネーターの養成を検討します。 ・ なんでも相談窓口としての(仮称)地域福祉サポーターの養成を支援します。	市(福祉部) 市社協

3-2-2 民生委員・児童委員活動支援の充実	
地域福祉活動を主体的に進め、相談支援体制の一翼を担う民生委員・児童委員活動を支援し、活動しやすい環境を整えます。	
内 容	主体となる機関等
① 民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりを支援します。	市(福祉部) 市社協 地区社協 自治会・町内会等
② 民生委員・児童委員の担い手の確保に努めます。 ・ 民生委員・児童委員の活動内容の周知を図るため、民生委員・児童委員協議会の広報紙を充実します。	市(福祉部) 市社協 民生委員・児童委員等

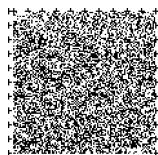


3-2-(3) 地域活動への参加の促進	
団塊の世代を中心に各種公民館活動等を通じて、学んだ様々なことや、これまでの経験を活かし、地域で活動ができるよう支援します。	
内 容	主体となる機関等
① 市民カレッジ ⁷² や寿大学 ⁷³ 等の講座修了者の活動が、福祉活動へつながるよう社会福祉協議会と連携し支援します。	市（福祉部） 教育委員会 市社協 地区社協



⁷² 中央公民館で行われている事業。高齢社会の中で、市民が健康で生きがいを持ちながら郷土愛を育み、地域の中で連帯を持ちながら住みよいまちづくりを考え行動していく主役として、共に学び行動する仲間づくりと、生涯を通じた学習活動を支援するために、開設している学習の場。

⁷³ 根郷公民館で行われている事業。健康、地域、文化等の幅広い分野を学びながら、レクリエーション活動なども含め、参加者同士の交流を図る学習の場。



3. 協働のしくみづくり

3-3. 地域福祉推進の体制づくり

【現状と課題】

地域での多様な福祉課題に対応していくためには、市、社会福祉協議会、社会福祉法人、関係行政機関、福祉サービス事業者、NPO、ボランティア、自治会・町内会等、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会及び地域住民等がそれぞれの特性を生かし、協働できる体制を整えることが大切です。そのためには、それぞれの団体が役割分担した上で、協力・連携を図っていくことが重要です。

特に、市と社会福祉協議会は、それぞれの特性を生かし役割分担し、協働することで、総合的に地域福祉を推進していくことが望まれます。

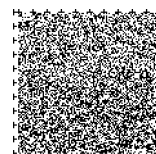
また、判断能力が不十分な方が、安心してサービスの提供を受けるための方がますます重要となってきました。そのため、地域でできる限り自立した生活を送れるよう支援するしくみづくりや、ボランティア活動を促進する環境づくりも大切です。

【市民の声】

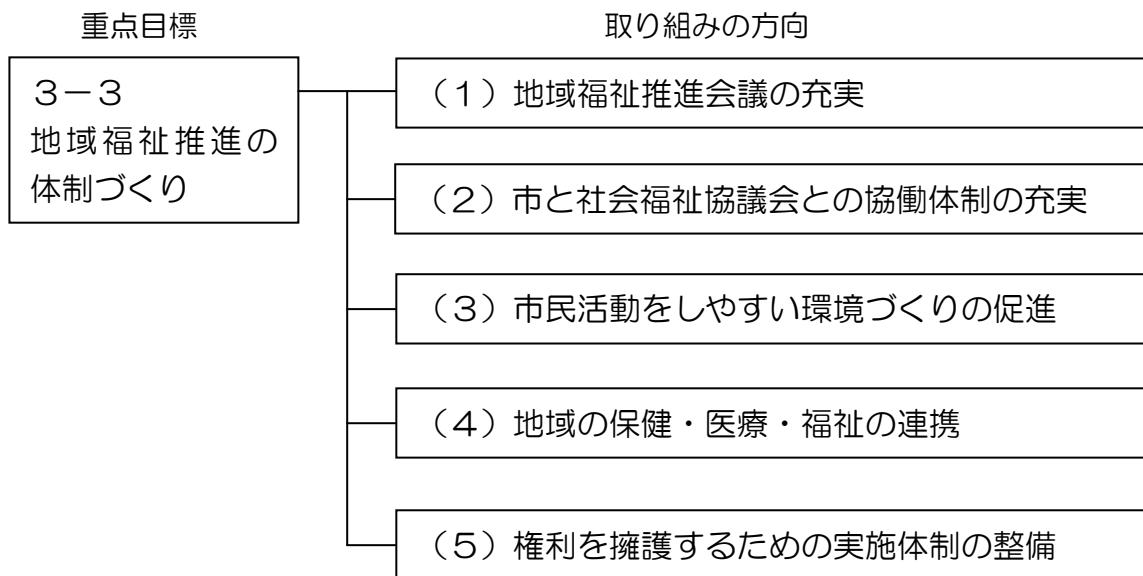
- ・ 地域福祉推進会議の推進、拡大。
- ・ 親亡き後の子ども（障害者）の生活を支えてくれるしくみがない。
- ・ 成年後見制度を充実してほしい。

【施策の方向】

高齢者や障害者などの地域での生活を支えるために、様々な機関や団体などのネットワーク構築を支援します。また、地域福祉推進会議の充実を図ります。



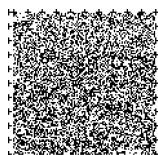
【施策の体系】



【主な実施方策】

3-3-(1) 地域福祉推進会議の充実	
佐倉市地域福祉計画と佐倉市地域福祉活動計画に共通する課題及びそれに対しての取り組みを協議する地域福祉推進会議の充実を図ります。	
内 容	主体となる機関等
① 地域福祉推進会議を継続します。 ・ 地域福祉計画と地域福祉活動計画に共通する課題について、検討します。 ・ 佐倉市市民協働の推進に関する条例を前提に「協働」についての協議を継続します。	市（福祉部） 市社協
② 市内の地域福祉活動団体の活動紹介や、市民と意見交換をする地域福祉フォーラム等の定期的な開催を検討します。	市（福祉部） 市社協

3-3-(2) 市と社会福祉協議会との協働体制の充実	
地域福祉の推進団体である社会福祉協議会と協働体制の充実を図ります。	
内 容	主体となる機関等
① 市は社会福祉協議会と協働して地域福祉を推進していくよう努めます。 ・ 地域福祉推進会議の充実、(仮称) 地域福祉コーディネーターの設置検討、計画の進行管理など協働して進めていきます。	市（福祉部） 市社協



3-3-(3) 市民活動をしやすい環境づくりの促進	
ボランティアを行う個人や、団体が活動しやすい環境づくりを支援します。	
内 容	主体となる機関等
<p>① 市民公益活動サポートセンター⁷⁴とボランティアセンター⁷⁵の連携を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民公益活動サポートセンターとボランティアセンターの窓口を一本化するなど検討し、市民活動がしやすい環境を整えます。 市民が市民活動をしやすいよう、ボランティア団体等を立ち上げるための支援や活動支援を行います。 	市(福祉部、市民部) 市社協 ボランティア団体等

3-3-(4) 地域の保健・医療・福祉の連携	
療養や介護を必要とする高齢者や障害者等が住み慣れた地域で暮らしつづけるための、体制づくりを推進します。	
内 容	主体となる機関等
<p>① 高齢者や身体・知的・精神障害者等の在宅生活を継続するため、総合的に支援する体制整備を図ります。</p>	市(福祉部) 市社協 地域包括支援センター 医療機関等
<p>② 地域での人間関係や社会参加が継続して維持できるよう支援します。</p>	市(福祉部) 市社協 地域包括支援センター 医療機関等

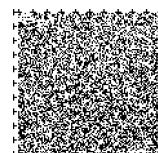
3-3-(5) 権利を擁護するための実施体制の整備	
判断能力が不十分な方が、地域での生活を継続するための制度の構築に努めます。	
内 容	主体となる機関等
<p>① 日常生活を営む上で必要な人権を守るための制度、成年後見制度⁷⁶、日常生活自立支援事業⁷⁷などの利用支援をします。</p>	市(福祉部、健康こども部)

⁷⁴ 市民公益活動の推進を図るため、市民、公益活動団体、事業者など様々な関係機関がお互いに交流できる場所。

⁷⁵ 佐倉市社会福祉協議会内に設置されている機関でボランティアを希望する方を登録しボランティアを必要とする方とのコーディネートを行っている。

⁷⁶ 認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な人の財産や権利を保護するための制度。

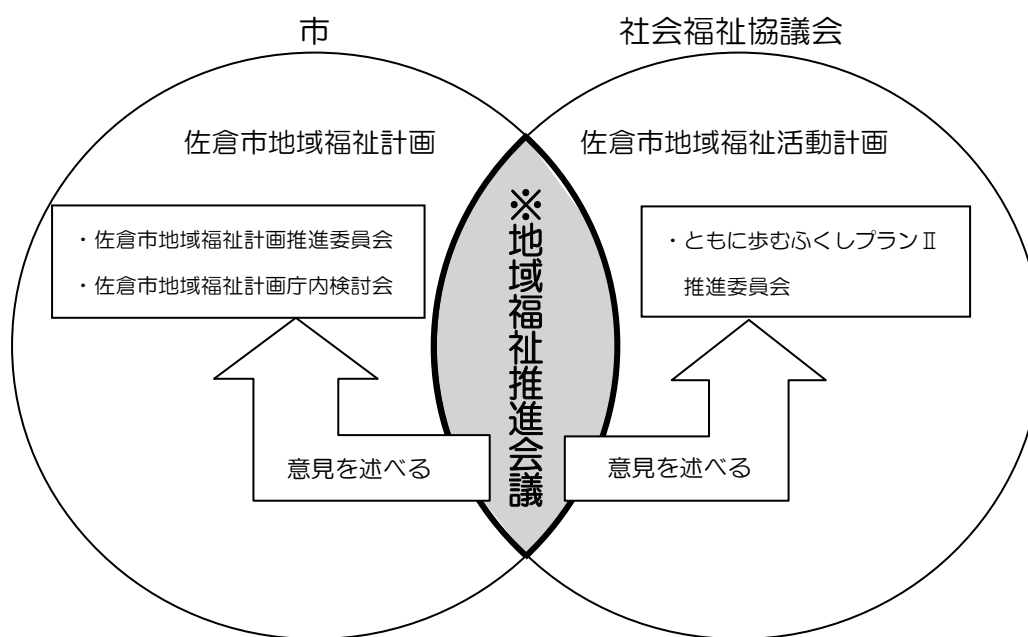
⁷⁷ 認知症、知的障害、精神障害等があるために判断能力が不十分な人に対して、自立した地域生活が送れるよう生活支援員を派遣し、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理などを行う事業で、社会福祉協議会が主体となって実施している。



第4章 どのように地域福祉を推進していくのか

<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会の法人後見事業との連携を図ります。 ・ 地域における権利を擁護する担い手として、市民後見人の育成をしていきます。 	市社協
<p>② 地域から市域にかけての重層的な権利擁護⁷⁸の推進、相談のネットワークづくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における虐待などの発見や見守りに努めます。 ・ 施設や在宅サービス利用者の苦情解決に努めます。 ・ 地域における潜在的なニーズの発見に努めます。 	市（福祉部、健康こども部） 市社協

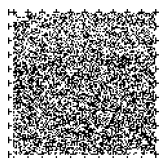
地域福祉推進会議



- ※ 佐倉市地域福祉計画と佐倉市地域福祉活動計画が協働で扱うべき課題について検討します。
- ※ 地域福祉フォーラム等の定期的な開催を検討します。

図 4-2 地域福祉推進会議概念図

⁷⁸ 自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障害のある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。



3. 協働のしくみづくり

3-4. 地域福祉推進の資源・財源の確保

【現状と課題】

地域における多様な生活課題を解決するためには、行政サービスだけでは担いきれない現状があり、地域住民やボランティア、NPOなどの地域福祉活動の必要性が増しています。これからの地域社会づくりにおいては、地域住民等が、自ら課題解決を図るための組織づくりやしくみづくりを進めていく必要があります。地域住民が地域福祉活動を積極的に進めていくためには、活動の拠点や、財源を確保し活用できる環境を整えることが大切です。

市は限られた資源と厳しい財政状況の中で、効果的、効率的な視点に立ち安定了財源の確保を図る必要があります。

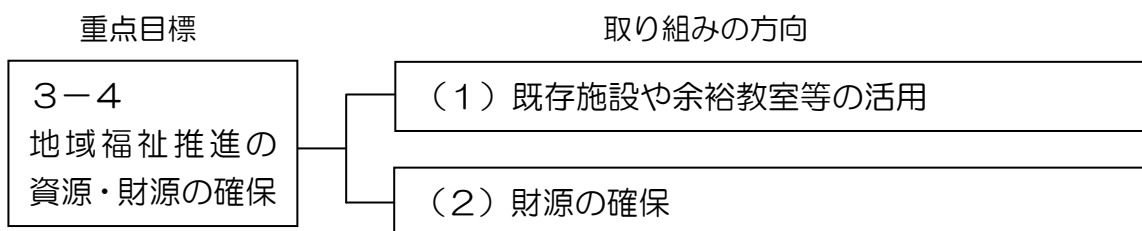
【市民の声】

- ・ 市立の幼・小・中学校の空室を高齢者の学校にするなど、学校や施設（地区集会所、商業施設など）の資源を活用して、会議・会合で利用できるようにしてほしい。
- ・ 地域福祉活動・ボランティア活動拠点の確保と身近なところで活動しやすい場づくり。

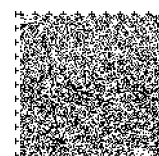
【施策の方向】

既存施設や**余裕教室**⁷⁹等の開放の検討を進めます。
地域福祉活動を進めるための財源確保に努めます。

【施策の体系】



⁷⁹ 児童生徒数の減少等により、既存の教室数と比較して学級数が減少し、将来とも恒久的に余裕となると見込まれる教室のこと。



【主な実施方策】

3-4-1 既存施設や余裕教室等の活用	
開かれた施設づくりの観点から、集会所などの利用しやすい工夫や、市有財産の積極的な開放を検討します。	
内 容	主体となる機関等
① 地域福祉の活動内容に合わせた活動拠点を確保します。 ・ 自治会・町内会等の集会所を地域福祉活動の拠点として、利用しやすくなるよう要請していきます。 ・ 活動内容や、行事内容により当事者宅や屋外など利用者や活動者の側から見た様々な活動拠点を開拓します。	市（市民部） 市社協 地域住民 自治会・町内会等 地区社協 ボランティア団体等
② ボランティア活動拠点を確保します。 ・ ボランティア団体等の活動拠点を確保するとともに、余裕教室など市所有建物の開放を検討します。	市（福祉部、市民部、 資産管理経営室） 教育委員会

3-4-2 財源の確保	
市は、健全な財政運営を進めていくために税収の確保に努めるとともに、資産を活用した新しい財源確保などに努めます。住民やボランティア団体等は活動資金を、配分金や、補助金のみに頼ることなく、寄附金や民間助成金等、自ら継続的に確保するための工夫に努めます。	
内 容	主体となる機関等
① 佐倉市ふるさとまちづくり応援寄附制度 ⁸⁰ や広告収入など新たな財源の確保に努めます。	市（福祉部、健康こども部）、市社協
② 受益と負担の見直しなど、既存事業の見直しによる財源の確保に努めます。	市（企画政策部） 市社協
③ 社会福祉協議会や市民公益活動サポートセンターは、民間助成金の情報提供を進めます。	市（市民部） 市社協、地域住民
④ 民間助成を活用し、自主財源の確保に努めます。	市社協 ボランティア団体等

⁸⁰ 佐倉市を「応援したい・貢献したい」という「想い」をお持ちの方からの寄附金を受入れ、この寄附金を財源とする各種事業を実施することにより、寄附をしてくださった方の「想い」を実現化するとともに、地域の特性を活かした個性豊かで活力ある「ふるさと佐倉」のまちづくりを進めようとするもの。いわゆる「ふるさと納税」。

